

自転車等駐車場を設置しなければならない対象施設

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模	算定の範囲
小売店舗 百貨店、スーパーマーケット、ドラッグストア、その他これらに類する施設	店舗面積が 400m ² を超えるもの	店舗面積 20m ² ごとに1台	売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、取り所、物品加工修理所、事務室、その他これらに類する部分の床面積
銀行その他の金融機関 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、郵便局、保険会社、証券会社、その他これらに類する施設	店舗面積が 500m ² を超えるもの	店舗面積 25m ² ごとに1台	営業室、ロビー、応接室、ショーウィンド、事務室、その他これらに類する部分の床面積
遊技場及び映画館 パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、その他これらに類する施設	店舗面積が 300m ² を超えるもの	店舗面積 15m ² ごとに1台	遊技室、景品交換所、客席、ロビー、事務室、その他これらに類する部分の床面積
専修学校その他これに類する施設 専門学校、学習塾、予備校、集会場、文化施設、その他これらに類する施設	店舗面積が 600m ² を超えるもの	店舗面積 30m ² ごとに1台	教室、会議室、事務室、その他これらに類する部分の床面積
事務所 官公署、テレビ局、その他これらに類する施設	店舗面積が 2,000m ² を超えるもの	店舗面積 100m ² ごとに1台	事務室、その他これらに類する部分の床面積

(1)この表により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てます。

(2)混合用途施設については、それぞれの施設の規模が上表以下であっても、当該施設ごとに上表で自転車等

備考 駐車場の規模を算定し、その合計が20台以上の場合は、自転車等駐車場を設置しなくてはなりません。

(3)店舗面積が5,000m²を超える施設(混合用途施設を除く)には、5,000m²を超える部分について上表により算定した規模を2分の1にします。

※店舗面積が5,000m²を超える混合用途施設の算定方法は、算定例をご参照ください。